

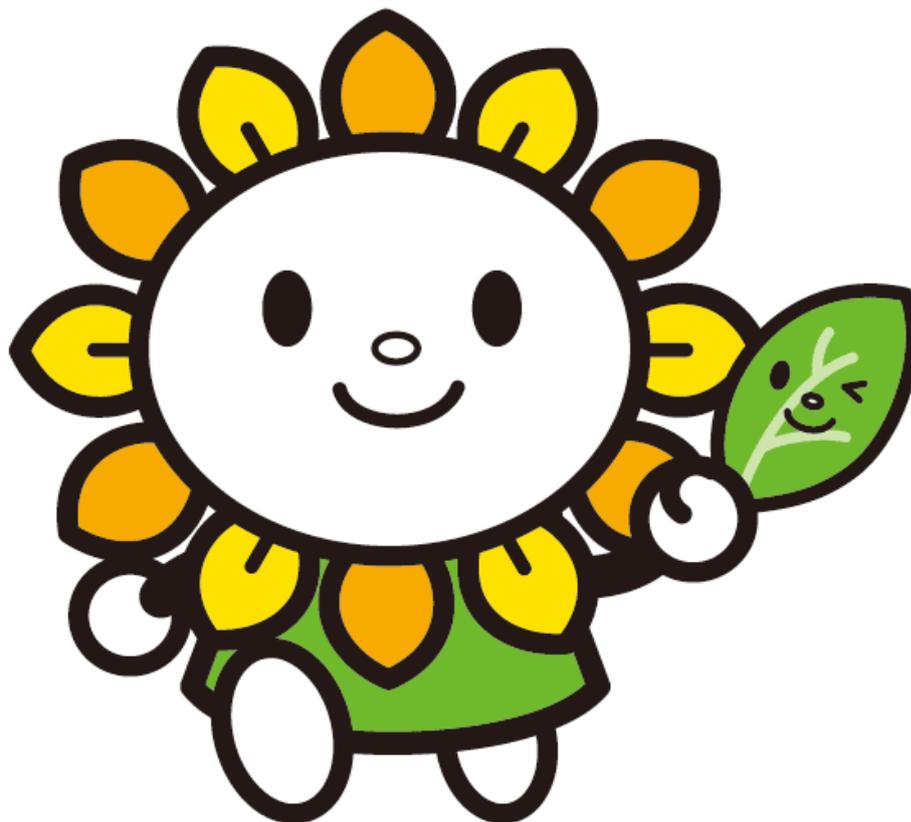
尾張旭市 子ども・子育て支援事業計画

(平成 27~31 年度)

1 計画策定の趣旨

本計画は、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から本格的にスタートするにあたり、質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うために策定したものであり、保育等の需要見込みや提供体制等を盛り込んであります。

本計画は、尾張旭市第五次総合計画に掲げるまちづくりの目標（政策）に沿い、また「尾張旭市次世代育成支援対策地域行動計画」の理念を引き継ぎつつ、家庭における子育てを中心に、地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、子どもの成長と子育て家庭の支援施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針となるものです。



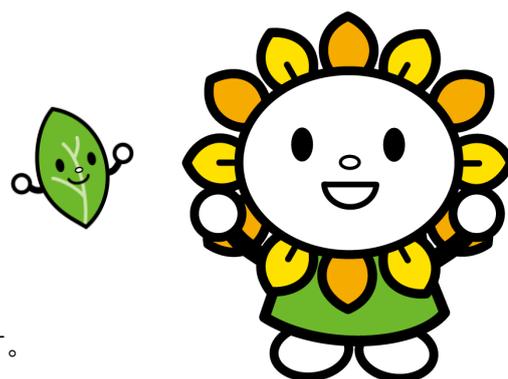
平成 27 年 3 月

2 計画の基本理念と基本目標

本市がこれまでに取り組んできた子育て環境や子育て事業のさらなる充実に向け、また、第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジの実現に向けて、「子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を「みんなで支えあう 子どもがのびのびと育ち、子育てしやすい 住みよいまち・尾張旭」と定めます。

また、基本理念を実現していくために、基本目標を次のように設定します。

基本目標
1. 子どもの教育・保育環境の充実
2. 地域における子育て支援の充実
3. 配慮を要する子ども・家庭への支援
4. 親と子の健康の確保及び増進
5. 子育てと仕事の両立支援
6. 子どもの権利擁護と安全の確保



3 子ども・子育て支援事業計画

(1) 教育・保育提供区域の設定

本市では、市域全体をひとつの区域として設定します。

(2) 保育所等を利用する場合の利用条件

新制度では、保育所等を利用する場合には、利用のための認定が必要となります。認定は、利用先の希望や子どもの年齢によって3つの区分があり、認定の区分に応じて、利用できる施設・事業が変わります。認定区分は次のとおりです。

認定区分	対象者	給付の内容	施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する(保育の必要性がない)就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※就労時間などにより、利用できる時間が異なります。(短時間＝最長8時間・標準時間＝最長11時間)

(3) 量の見込み

市では、計画期間の「量の見込み」「確保方策」を次のように定めます。

区 分		平成 27 年度	平成 31 年度	
子ども・子育て支援給付	1号認定（3歳以上）（幼稚園、認定こども園） （実人数）	量の見込み	1,079 人	898 人
		確保方策	1,217 人	898 人
	2号認定（3歳以上）（保育所、認定こども園） （実人数）	量の見込み	1,243 人	1,034 人
		確保方策	1,105 人	1,105 人
	3号認定（3歳未満）（保育所、認定こども園、 地域型保育事業）（実人数）	量の見込み	625 人	595 人
		確保方策	494 人	595 人
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業（延べ人数）	量の見込み	21,960 人日	18,960 人日
		確保方策	21,960 人日	18,960 人日
	子育て短期支援事業（延べ人数）	量の見込み	27 人日	23 人日
		確保方策	27 人日	23 人日
	病児・病後児保育事業（延べ人数）	量の見込み	2,545 人日	2,154 人日
		確保方策	1,740 人日	2,320 人日
	ファミリー・サポート・センター事業 （就学児のみ）（延べ人数）	量の見込み	1,300 人日	1,300 人日
		確保方策	1,300 人日	1,300 人日
	利用者支援事業（か所数）	量の見込み	1 か所	1 か所
		確保方策	1 か所	1 か所
	乳児家庭全戸訪問事業（実人数）	量の見込み	600 人	540 人
		確保方策	600 人	540 人
	養育支援訪問事業等（実人数）	量の見込み	10 人	10 人
		確保方策	10 人	10 人
	妊婦健康診査（実人数）	量の見込み	640 人	560 人
		確保方策	640 人	560 人
	放課後児童健全育成事業（実人数）	量の見込み	901 人	827 人
		確保方策	775 人	879 人

(4) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

すべての子どもが健やかに成長するためには、良質かつ適切な支援が必要であり、また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要です。

本市は、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進するとともに、幼稚園教諭や保育士等の子育てに関わる者が研修や会議等を通じて、相互の理解と連携の強化が図られるよう支援していきます。



4 第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ

第五次総合計画では、とりわけ生産年齢人口の増加に向けた取り組みを重要課題に掲げ、本市において人口を増加させるために特に効果的である5つの分野を「5つのチャレンジ」として位置付け、計画人口の実現に向けて取り組むものです。

その「5つのチャレンジ」の中のひとつが次のチャレンジです。

“働きながら子育てしやすいまちをめざします”

本計画では、計画人口の実現に向け効果の期待できる事業について、「チャレンジ事業」に位置付けることで、積極的に取り組むものです。

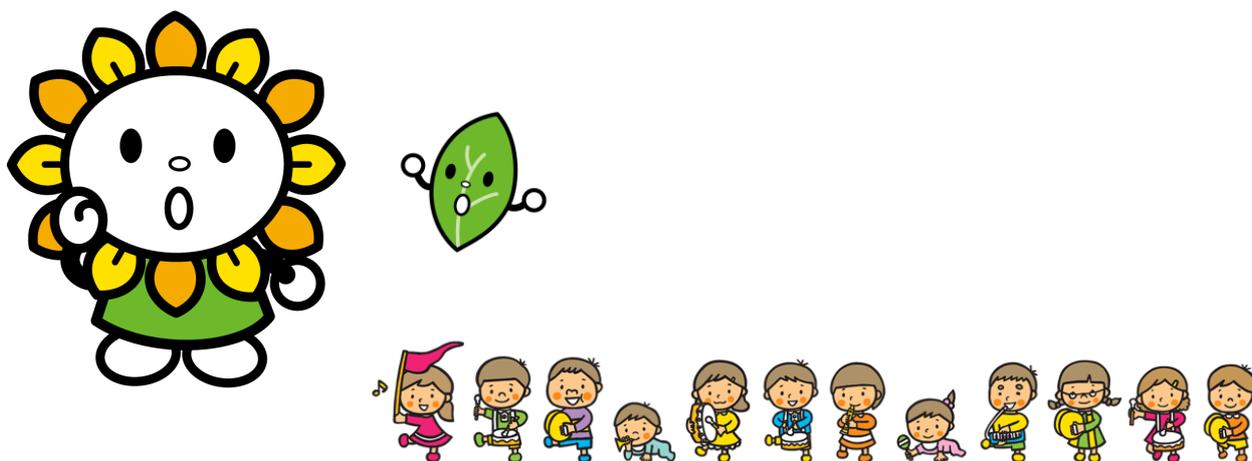
■チャレンジ事業

①通常保育の充実	⑥小規模保育の推進
②休日保育の充実	⑦保育コーディネーターの配置
③育児休業からの円滑な復帰支援の推進	⑧一時保育の充実
④保育環境の改善・充実	⑨児童・学童クラブの充実
⑤家庭的保育（保育ママ）の推進	⑩児童クラブの時間拡充・民間運営

5 計画の推進

本計画の実現に向けて、毎年度、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価を行うこととします。

点検・評価の結果については、広報誌やホームページへの掲載などにより市民の皆さんに周知し、今後の計画の推進や見直し・改善など必要な措置を講じていくこととします。



計画の詳しい内容は市のホームページに掲載しています。

<http://www.city.owariasahi.lg.jp/>

発行：尾張旭市

編集：健康福祉部こども課

発行年月：平成27年3月